

芦屋市 バリアフリー基本構想 (JR芦屋駅周辺地区)

令和3年3月



昭和 39 年 (1964 年) 5 月

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。

はじめに

芦屋市では、平成19年(2007年)に「芦屋市交通バリアフリー基本構想(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)」を策定し、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりや、全ての人々がともに支えあう社会づくりを目指して、市民の皆さま、事業者、行政の関係者が連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりました。

令和2年(2020年)9月には、障がいのある人とない人が、お互いの理解と協力によって共に支えあい、暮らせるまちの実現を目的として、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を制定いたしました。

そして、現在、JR芦屋駅南地区では、駅やその周辺施設に安全にアクセスするための交通課題の解決やバリアフリー化の推進等を主な目的に、市街地再開発事業等に取り組んでいます。

また、JR芦屋駅においても、利便性の更なる向上やバリアフリー整備等を図るために、駅舎の改良工事が進められています。


本市では、このような背景のもと、JR芦屋駅周辺地区における重点的かつ一体的なバリアフリー整備を効果的なまちづくりへとつなげるため、このたび「芦屋市バリアフリー基本構想(JR芦屋駅周辺地区)」を策定いたしました。

取組にあたっては、今後も本構想に基づき、市民のみなさまや関係機関のご協力をいただきながら、バリアフリー施策の継続的な推進や発展に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本構想の策定にあたり、協議会で熱心にご議論いただきました委員の方々をはじめ、ヒアリング調査等にご協力いただいた市民や関係者のみなさまに心からお礼を申し上げます。

令和3年(2021年)3月

芦屋市長



目次

1. バリアフリー基本構想の背景	1
(1) 基本構想の背景と目的	1
(2) バリアフリーに関する法制定の経緯	2
(3) 本市における取組	8
2. 芦屋市の概況	9
(1) 位置・面積	9
(2) 人口・高齢者数・障がい者数の状況	9
(3) 交通施設の状況	16
(4) 公共公益施設などの立地状況	19
(5) 上位関連計画	21
3. 基本理念と基本方針	33
(1) 基本理念	33
(2) 基本方針	35
4. 重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の設定	37
(1) 重点整備地区	37
(2) 生活関連施設及び生活関連経路	38
(3) JR芦屋駅周辺の概況	39
(4) 重点整備地区の設定	51
(5) 生活関連施設及び生活関連経路の設定	51
5. 重点整備地区の課題	54
(1) 重点整備地区等に関するヒアリング調査	54
(2) 生活関連施設や生活関連経路等に関するヒアリング調査	54
(3) 課題のまとめ	55
6. バリアフリーの実現に向けて	57
(1) 整備の基本的な考え方	57
(2) 特定事業の概要	57
(3) 実施目標	58
(4) 実施すべき特定事業	58
(5) 基本構想の推進に向けた取組	65

【用語解説】

注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せず引き続き「害」の字を使っています。

1. バリアフリー基本構想の背景

(1) 基本構想の背景と目的

わが国では平成 22 年（2010 年）に超高齢社会に突入して以降，他の先進国に例を見ない急速な高齢化が進行しています。高齢社会白書（内閣府 令和 2 年（2020 年）版）によると，令和元年（2019 年）10 月 1 日現在，わが国の総人口は 1 億 2,617 万人，うち 65 歳以上人口は 3,589 万人，高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は 28.4%と 4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者となっています。

本市においても 65 歳以上人口は一貫して増加傾向にあり，令和 2 年（2020 年）10 月 1 日現在，高齢化率は 29.3%（出典：住民基本台帳）とわが国の平均を上回っています。また，障がいのある人が障がいのない人と同じように生活し，活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下，障がいの有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められています。さらに，身体状況や年齢，性別，国籍などを問わず，「どこでも，だれでも，自由に，使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透し，だれもが安全・安心，快適に暮らせる環境づくりが求められています。

「バリアフリー基本構想」は，平成 18 年（2006 年）12 月に施行された「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下，バリアフリー新法）」に基づき，高齢者及び障がいのある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保することを目的に，重点的にバリアフリー整備を行う地区を定め，地区内に立地する施設の利便性の向上や施設間の円滑な移動に取り組むための基本的な方針を定めるものです。

本市では，平成 19 年（2007 年）4 月に「交通バリアフリー基本構想（阪神芦屋駅・市役所周辺地区）」を策定し，バリアフリー整備を推進してきました。

この度，JR 芦屋駅南地区においては，市街地再開発事業等を実施するため，バリアフリー基本構想を定めることで，駅周辺における重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組みます。

※市街地再開発事業等に関する内容については，今後の進捗状況等により変更される可能性があります。



(2) バリアフリーに関する法制定の経緯

わが国では平成6年(1994年)に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下、ハートビル法)」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模(床面積の合計が2,000㎡)以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。また、平成12年(2000年)には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、交通バリアフリー法)」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。平成17年(2005年)には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施策を推進するため、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられ、ユニバーサルデザインの理念が取り入れられました。

しかし、ユニバーサルデザイン政策大綱を取りまとめる過程の中で、ハートビル法と交通バリアフリー法が別々であることから、施設ごとにバリアフリー化が進められ、面的なバリアフリー整備が進まないといった問題や、バリアフリー整備を推進する上で段階的・継続的な取組を進めるためのプロセスが確立されていないといった課題が指摘されました。

その課題の解決に向けて、平成18年(2006年)12月には、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、バリアフリー新法が施行されました。それにより、旅客施設や道路だけでなく、建築物や都市公園もバリアフリー整備が求められるようになりました。

その後、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機に、平成29年(2017年)2月には「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が決定され、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等の個人の行動に向けて働きかける取組(「心のバリアフリー」分野)と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組(街づくり分野)が設定されました。

また、平成30年(2018年)には、バリアフリー新法の一部改正が行われ、改正バリアフリー法として施行されました。具体的には、高齢者や障がいのある人等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性を背景に、「共生社会の実現や社会的障壁の除去を明確化した理念規定の設定」、「公共交通機関や建築物等におけるハード・ソフト一体的なバリアフリー整備の推進」、「地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進」、「心のバリアフリーの推進」、「バリアフリー整備に対する当事者による評価」などへの取組を挙げることができます。

加えて、令和2年(2020年)には、共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などのソフト対策等を強化する必要性から、

「公共交通事業者などの管理者におけるソフト対策の取組強化」,「国民に向けた広報啓発の取組推進」,「バリアフリー基準適合義務の対象拡大」に向けた更なる法改正が行われました。

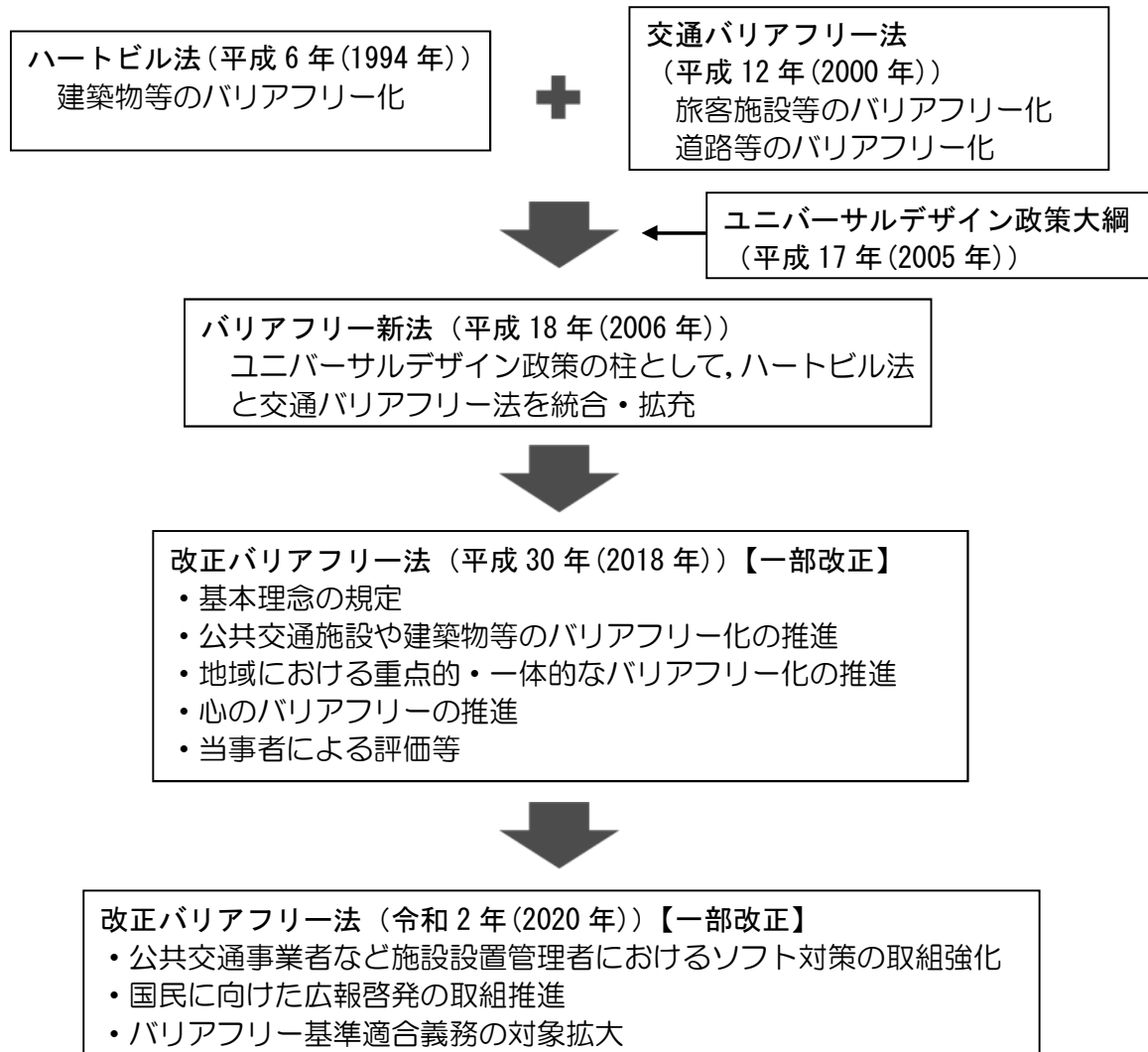


図 1-1 : バリアフリーに関する法制定の経緯

【資料】改正バリアフリー法の基本的な考え方

基本理念の規定

基本理念として、バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」に資することを旨として行わなければならないことを明記

公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進



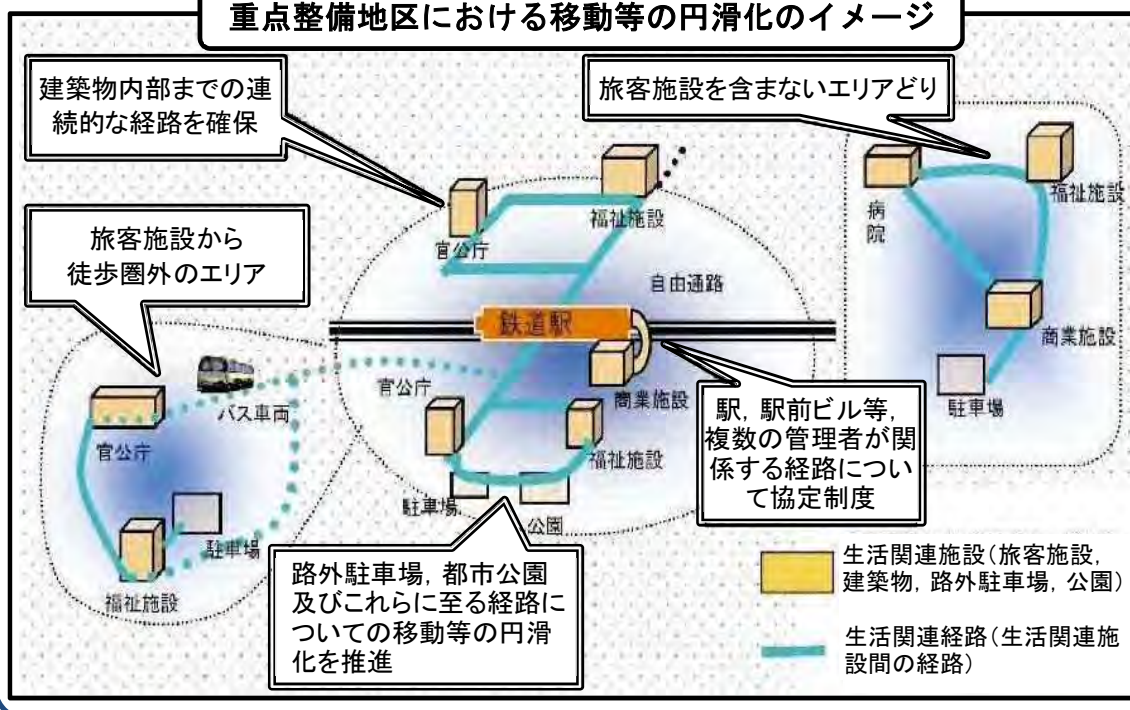
- ・これらの施設について、新設又は改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存施設については基準適合の努力義務
- ・新設等・既存に関わらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備を推進。
- ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
- ・ハード対策に加え、待遇・研修のあり方を含むソフト対策として、事業者が取り組むべき内容（「判断の基準」）を国土交通大臣が新たに作成。事業者はハード・ソフト計画を作成し、取組状況の報告・公表を実施

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障がいのある人などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

- ・市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度の創設
- ・基本構想・マスタープランの作成，定期的な評価や見直しの努力義務化
- ・駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリートイレ整備を促進するため，協定（承継効）・容積率特例制度を創設

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



心のバリアフリーの推進・当事者による評価等

バリアフリー化の推進に関する国民の理解・協力の促進等

- ・国及び国民の責務に、高齢者、障がいのある人等に対する支援を明記
- ・高齢者や障がいのある人等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価することを努力義務化



引用：国土交通省ホームページより

【資料】平成30年度改正バリアフリー法の概要

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性

《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：
 ▶ 全市町村の約2割(294/1,741)
 3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(268/613)
 [H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表

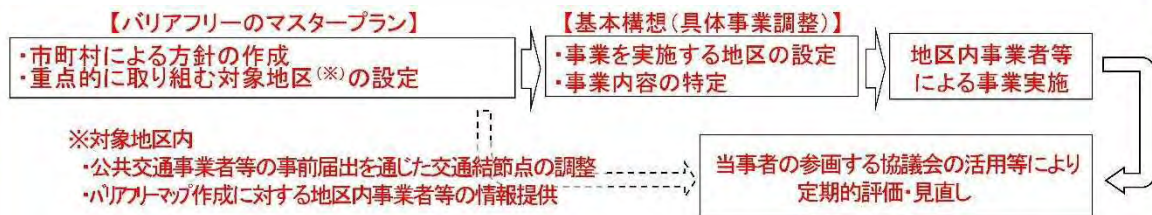
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の擬似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)



- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設

- ▶ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(リフトバス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】

引用：国土交通省ホームページより

【資料】令和2年度改正バリアフリー法の概要

背景・必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

○ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

例1)車椅子の乗車方法に関し、公共交通事業者の習熟が必要との指摘。
例2)交通結節点における接遇を含めた関係者の連携が必要であるとの指摘。(平成30年改正時の附帯決議)

○公共交通事業者など施設設置管理者について、ハード整備とともに、**ソフト面の対策の強化が必要**

②国民における課題

例)車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ずかしい等の理由で譲らないケースも存在。

○オリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成※1を受け、**市町村、学校教育※2等と連携して「心のバリアフリー」を推進することが必要**

※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大

※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施(※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施)

法律の概要 ※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

○公共交通事業者等に対する**ソフト基準※適合義務の創設**(※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
○公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からの**ハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設**

○障害者等へのサービス提供について国が認定する**観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進**

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1)優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「**車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進**」を追加

○公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「**上記施設の適正な利用の推進**」等を追加

(2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)

○目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する**事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加**

○心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を含むハード・ソフト体の基本構想について、**作成経費を補助**

○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への**国の助言・指導等**

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

○公立小中学校及びバス等の**旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)**を追加

引用：国土交通省ホームページより

(3) 本市における取組

本市ではこれまでの間、バリアフリー化に関する代表的な取組として、平成19年(2007年)4月に「阪神芦屋駅・市役所周辺地区」を重点整備地区として「交通バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー整備を行ってきました。

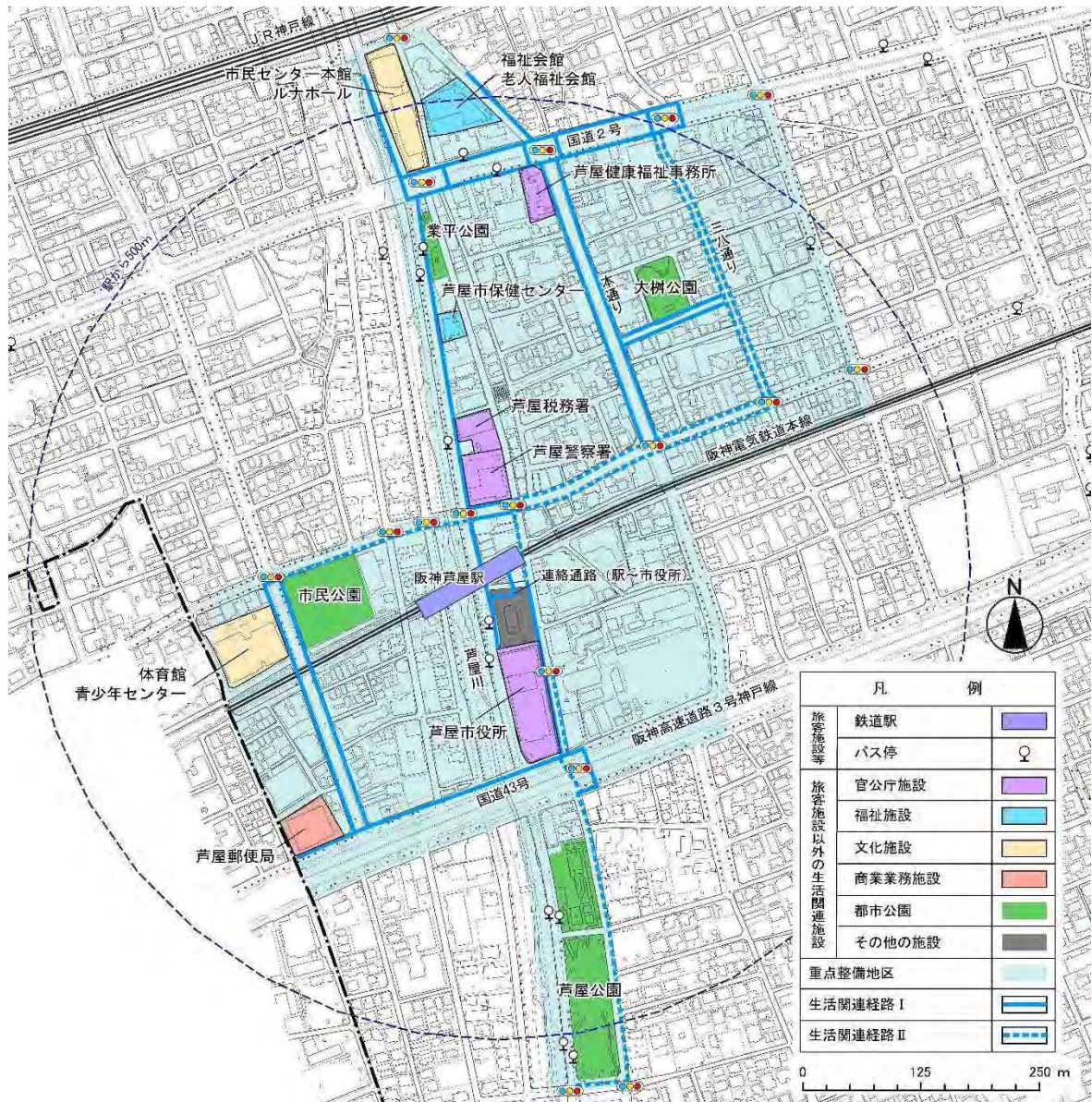


図 1-2 : 阪神芦屋駅・市役所周辺地区 基本構想図

2. 芦屋市の概況

(1) 位置・面積

本市は、神戸・大阪の二大都市に挟まれ、阪神地域の臨海部に位置しています。東は西宮市、西は神戸市に隣接し、面積約 18.57 km²の南北に細長い市域となっています。

北には緑豊かな六甲の山なみ、南には大阪湾がひろがり、豊かな緑や温暖な気候、交通の利便性にも恵まれており、古くから神戸・大阪の近郊住宅地として発展してきました。

今日では全国的に優良な住宅都市の一つとして、また優れた住環境を備えた知性と気品輝く活力ある「国際文化住宅都市」として、その名を知られています。



図 2-1：芦屋市の位置図

(2) 人口・高齢者数・障がい者数の状況

1) 人口・世帯数

本市の人口及び世帯数は、昭和 45 年（1970 年）から平成 2 年（1990 年）にかけて増加傾向にありましたが、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災の影響で、75,032 人（29,070 世帯）にまで減少しました。その後、徐々に回復し、震災前の人口を超えて伸びてきましたが、平成 27 年以降はほぼ横ばいで推移しており、令和 2 年 10 月 1 日時点では、94,209 人（42,662 世帯）となっています。

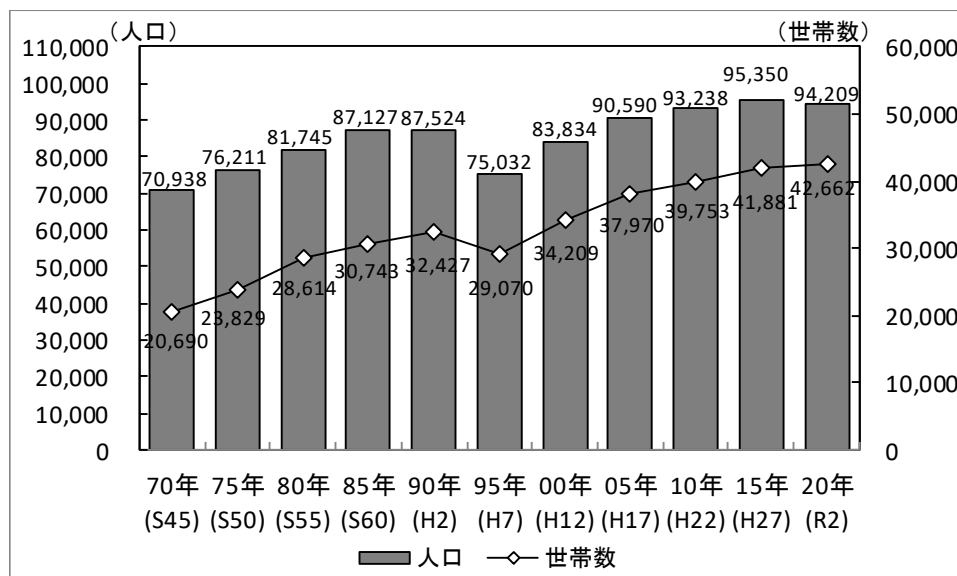


図 2-2：人口・世帯数の推移

(出典：国勢調査（1970～2015 年）、住民基本台帳（2020 年）（各年とも 10 月 1 日現在）)

2) 高齢者数（高齢化率）

高齢者数（65歳以上人口）は一貫して増加傾向にあり，令和2年（2020年）10月1日現在 28,011人，高齢化率は29.3%となっています。

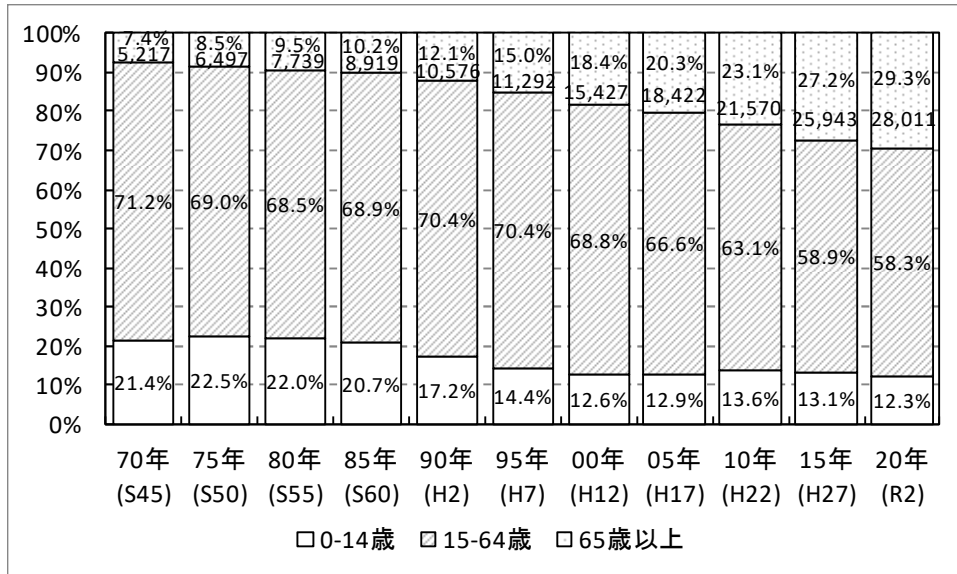


図 2-3：高齢者数（高齢化率）

（出典：国勢調査（1970～2015年），住民基本台帳（2020年）（各年とも10月1日現在））

3) 障がい者数

① 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は、直近7年間は3,100～3,200人で推移しており、令和2年（2020年）度の身体障がい者数は3,246人となっています。

身体障害者手帳所持者の障がい別内訳をみると、「肢体不自由」が51.2%と最も多く、次いで「内部障がい」が34.8%、「視覚障がい」が6.3%となっています。

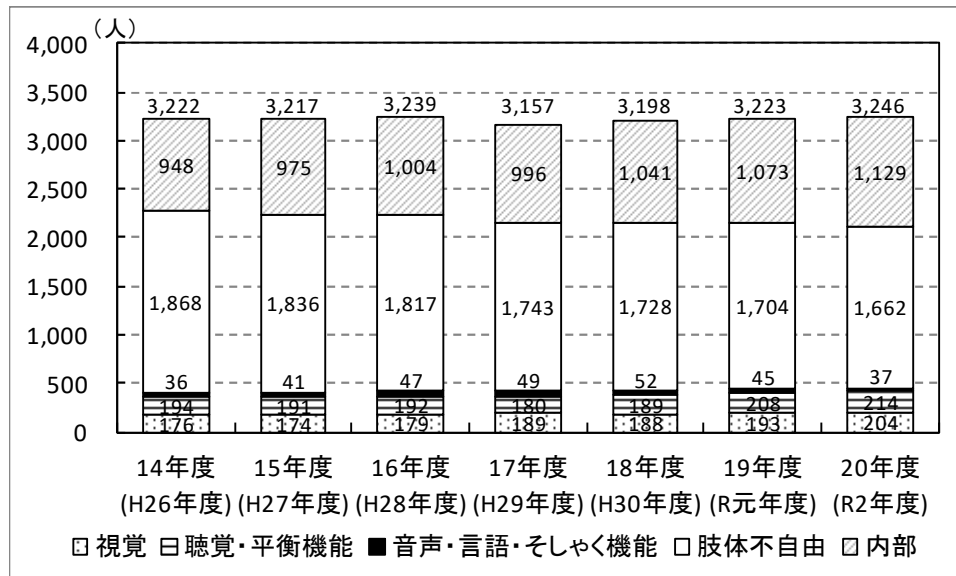


図 2-4：身体障害者手帳所持者数

(出典：芦屋市障がい福祉計画)

表 2-1：身体障害者手帳所持者数

[単位：人]

	14年度 (H26年度)	15年度 (H27年度)	16年度 (H28年度)	17年度 (H29年度)	18年度 (H30年度)	19年度 (R元年度)	20年度 (R2年度)
視覚障がい	176 (5.5%)	174 (5.4%)	179 (5.5%)	189 (6.0%)	188 (5.9%)	193 (6.0%)	204 (6.3%)
聴覚・平衡機能障がい	194 (6.0%)	191 (5.9%)	192 (5.9%)	180 (5.7%)	189 (5.9%)	208 (6.5%)	214 (6.6%)
音声・言語・そしゃく 機能障がい	36 (1.1%)	41 (1.3%)	47 (1.5%)	49 (1.6%)	52 (1.6%)	45 (1.4%)	37 (1.1%)
肢体不自由	1,868 (58.0%)	1,836 (57.1%)	1,817 (56.1%)	1,743 (55.2%)	1,728 (54.0%)	1,704 (52.9%)	1,662 (51.2%)
内部障がい	948 (29.4%)	975 (30.3%)	1,004 (31.0%)	996 (31.5%)	1,041 (32.6%)	1,073 (33.3%)	1,129 (34.8%)
合計	3,222 (100.0%)	3,217 (100.0%)	3,239 (100.0%)	3,157 (100.0%)	3,198 (100.0%)	3,223 (100.0%)	3,246 (100.0%)

(出典：芦屋市障がい福祉計画)

② 知的障がい者

療育手帳所持者数は、直近 7 年間は一貫して増加傾向を示しており、令和 2 年（2020 年）度の手帳所持者数は 623 人で、平成 26 年（2014 年）度の約 1.3 倍となっています。障がいの程度の内訳をみると、「A（重度）」の知的障がいのある人が 41.4%と最も多く、次いで「B2（軽度）」が 37.4%、「B1（中度）」が 21.2%となっています。

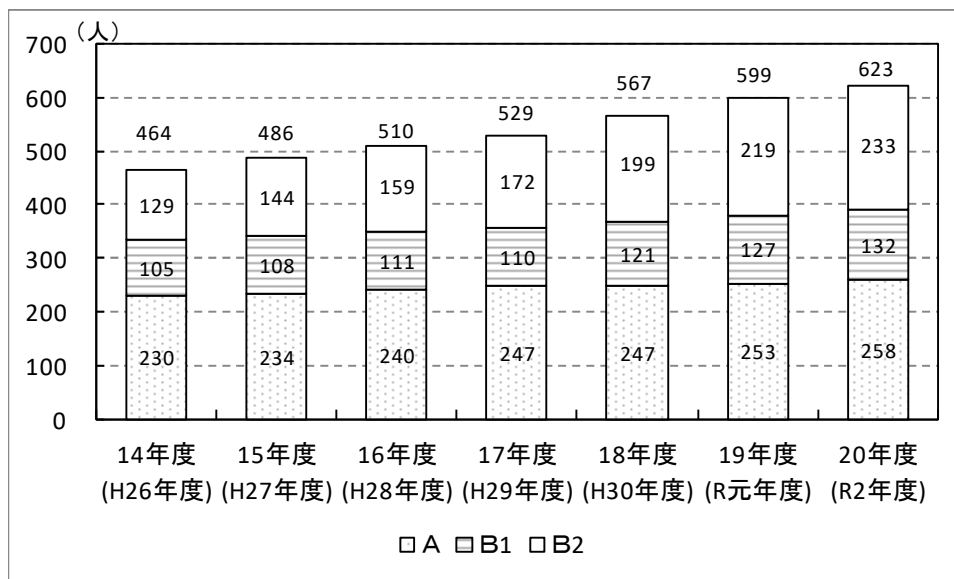


図 2-5：療育手帳所持者数

（出典：芦屋市障がい福祉計画）

表 2-2：療育手帳所持者数

[単位：人]

	14年度 (H26年度)	15年度 (H27年度)	16年度 (H28年度)	17年度 (H29年度)	18年度 (H30年度)	19年度 (R元年度)	20年度 (R2年度)
A	230 (49.6%)	234 (48.1%)	240 (47.1%)	247 (46.7%)	247 (43.6%)	253 (42.2%)	258 (41.4%)
B1	105 (22.6%)	108 (22.2%)	111 (21.8%)	110 (20.8%)	121 (21.3%)	127 (21.2%)	132 (21.2%)
B2	129 (27.8%)	144 (29.6%)	159 (31.2%)	172 (32.5%)	199 (35.1%)	219 (36.6%)	233 (37.4%)
合計	464 (100.0%)	486 (100.0%)	510 (100.0%)	529 (100.0%)	567 (100.0%)	599 (100.0%)	623 (100.0%)

（出典：芦屋市障がい福祉計画）

障がいの程度

知能測定値、社会性、基本的な生活などを年齢に応じて障がいの程度を総合判断するもので、A（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に区分されます。

③ 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、直近7年間は一貫して増加傾向を示しており、令和2年（2020年）度の手帳所持者数は641人で、平成26年（2014年）度の約1.7倍となっています。

障がいの程度の内訳を見ると、「2級」の割合が47.0%と最も多く、次いで「3級」が42.4%、「1級」が10.6%となっています。

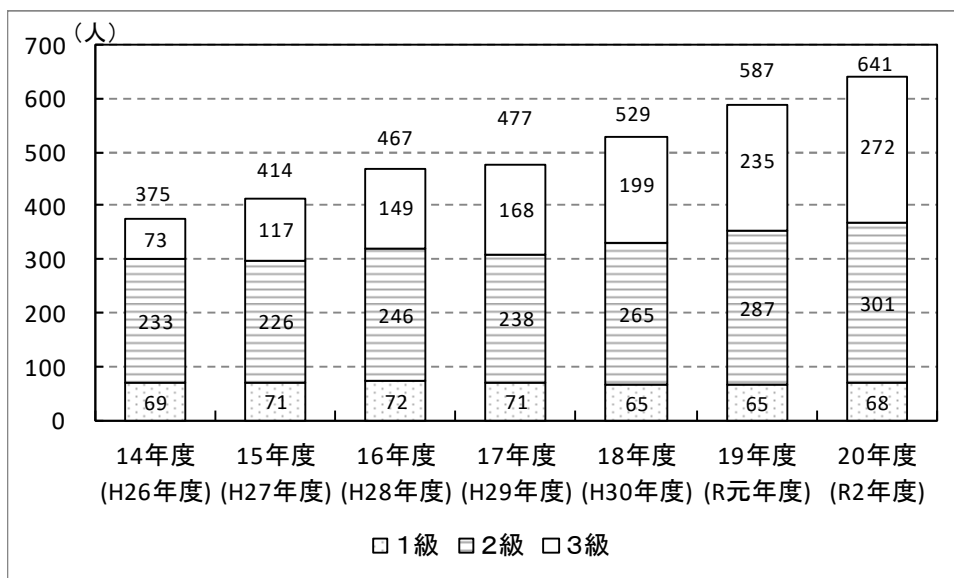


図 2-6：精神障害者保健福祉手帳所持者数

（出典：芦屋市障がい福祉計画）

表 2-3：精神障害者保健福祉手帳所持者数

[単位：人]

	14年度 (H26年度)	15年度 (H27年度)	16年度 (H28年度)	17年度 (H29年度)	18年度 (H30年度)	19年度 (H31年度)	20年度 (R2年度)
1級	69 (18.4%)	71 (17.1%)	72 (15.4%)	71 (14.9%)	65 (12.3%)	65 (11.1%)	68 (10.6%)
2級	233 (62.1%)	226 (54.6%)	246 (52.7%)	238 (49.9%)	265 (50.1%)	287 (48.9%)	301 (47.0%)
3級	73 (19.5%)	117 (28.3%)	149 (31.9%)	168 (35.2%)	199 (37.6%)	235 (40.0%)	272 (42.4%)
合計	375 (100.0%)	414 (100.0%)	467 (100.0%)	477 (100.0%)	529 (100.0%)	587 (100.0%)	641 (100.0%)

（出典：芦屋市障がい福祉計画）

障がいの程度

1級：おおむね「日常生活が一人ではできず、他人の援助や介護を受けないと生活できない人」

2級：おおむね「日常生活に著しい困難があり、時に応じて他人の援助が必要な人」

3級：おおむね「労働に著しい困難があり、社会生活に制限を受ける人」

4) 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、令和2年(2020年)度は、5,529人となっています。介護の程度の内訳をみると、「要支援1」が24.9%と最も多く、次いで「要介護1」が21.1%、「要支援2」が13.2%となっています。

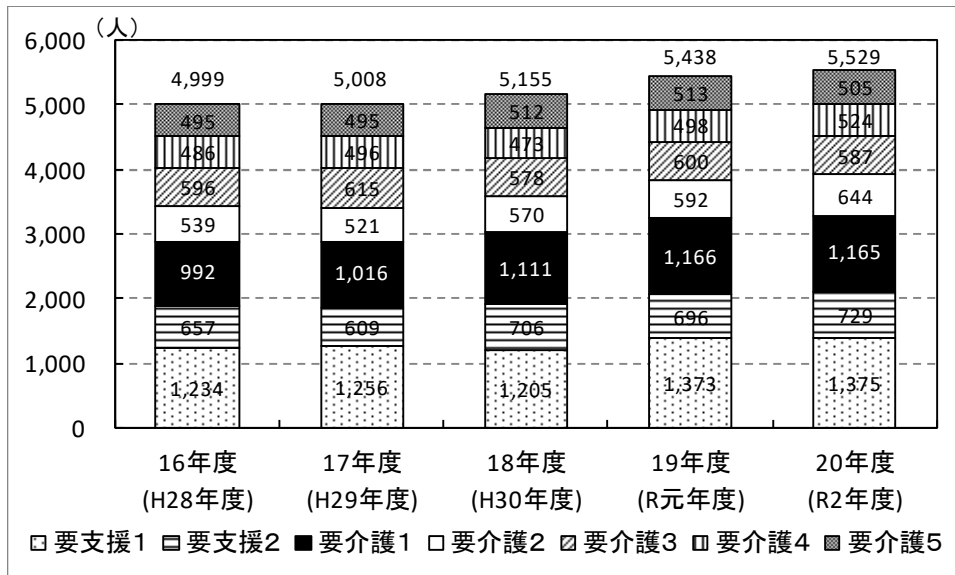


図 2-7：要介護者数・要支援認定者数

(出典：芦屋すこやか長寿プラン 21)

表 2-4：要介護者数・要支援認定者数

[単位：人]

	16年度 (H28年度)	17年度 (H29年度)	18年度 (H30年度)	19年度 (R元年度)	20年度 (R2年度)
要支援1	1,234 (24.7%)	1,256 (25.1%)	1,205 (23.4%)	1,373 (25.2%)	1,375 (24.9%)
要支援2	657 (13.1%)	609 (12.2%)	706 (13.7%)	696 (12.8%)	729 (13.2%)
要介護1	992 (19.8%)	1,016 (20.3%)	1,111 (21.6%)	1,166 (21.4%)	1,165 (21.1%)
要介護2	539 (10.8%)	521 (10.4%)	570 (11.1%)	592 (10.9%)	644 (11.6%)
要介護3	596 (11.9%)	615 (12.3%)	578 (11.2%)	600 (11.0%)	587 (10.6%)
要介護4	486 (9.7%)	496 (9.9%)	473 (9.2%)	498 (9.2%)	524 (9.5%)
要介護5	495 (9.9%)	495 (9.9%)	512 (9.9%)	513 (9.4%)	505 (9.1%)
合計	4,999 (100.0%)	5,008 (100.0%)	5,155 (100.0%)	5,438 (100.0%)	5,529 (100.0%)

(出典：芦屋すこやか長寿プラン 21)

要介護度の目安

要支援1：日常生活はほぼ自分で行えるが、今後、要介護状態になることを予防するために、少し支援が必要。

要支援2：日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを適応すれば、機能の維持や改善が見込める。

要介護1：立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴などに一部介助が必要。

要介護2：立ち上がりや歩行が自力では困難。排泄や入浴にも一部または全介助が必要。

要介護3：立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱などにも全面的な介助が必要。

要介護4：日常生活の全般で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣類の着脱に全面的な介助、食事に一部介助が必要。介護なしでは、日常生活が困難。

要介護5：生活全般にわたり、全面的な介助が必要。意思の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能。

(3) 交通施設の状況

1) 鉄道

市内には J R 芦屋駅、阪急芦屋川駅、阪神芦屋駅、阪神打出駅の計 4 駅があり、利用者はすべて 1 日平均 10,000 人以上で、多数の利用者がいることが分かります。

平成 30 年（2018 年）度において、1 日の平均利用者数が最も多いのは「J R 芦屋駅」の 56,098 人であり、次いで「阪神芦屋駅」の 24,844 人、「阪急芦屋川駅」の 17,519 人、「阪神打出駅」の 13,674 人となっています。

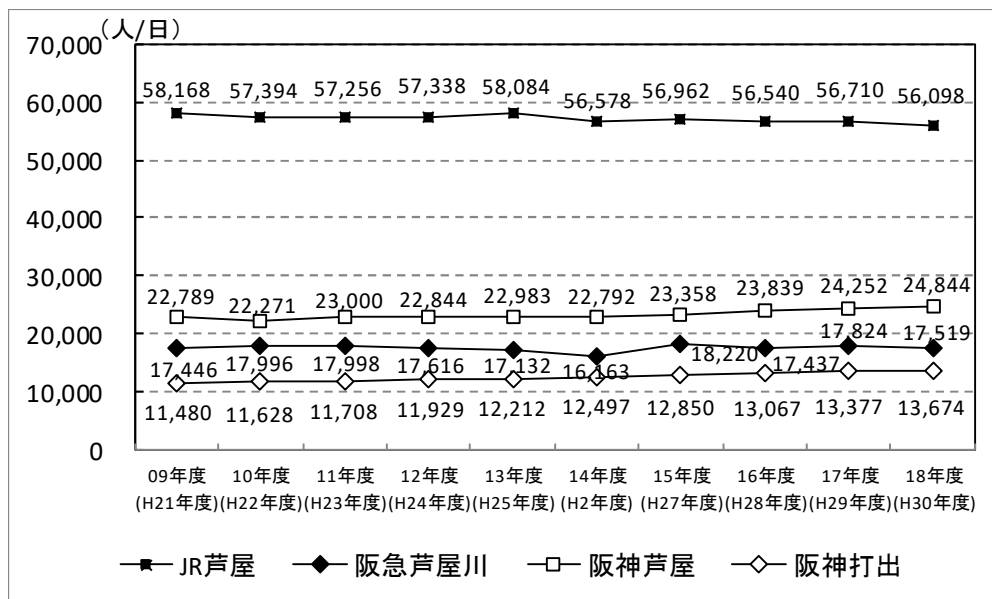


図 2-8 : 鉄道駅利用者数の推移

(出典：芦屋市統計書（令和元年（2019 年）版）)

2) バス

市内の主な路線バスとして阪急バスがあります。阪急バスは芦屋市内線と芦屋有馬線があり、市内の鉄道駅等を結ぶ主要な公共交通としての役割を果たしています。

令和元年（2019 年）12 月現在、芦屋市内線が 34 路線、芦屋有馬線が 2 路線あります。近年、芦屋市内線の利用者数は 6,000 千人/年を超え微増傾向にあり、芦屋有馬線の利用者数は 400 千人/年前後で推移しています。

平成 27 年（2015 年）度における主要な停留所の 1 日平均の利用者数をみると、J R 芦屋が 8,233 人、阪神芦屋が 3,726 人、阪急芦屋川が 3,318 人、J R 芦屋南口が 1,427 人、阪神打出が 104 人となっています。

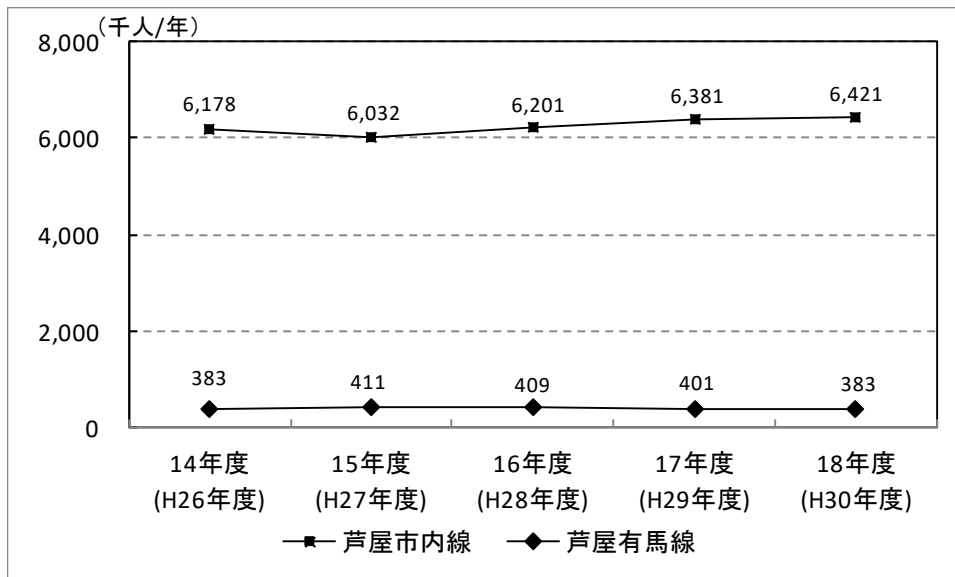


図 2-9：芦屋市内を走行する路線における利用者数の推移
(出典：阪急バス資料)

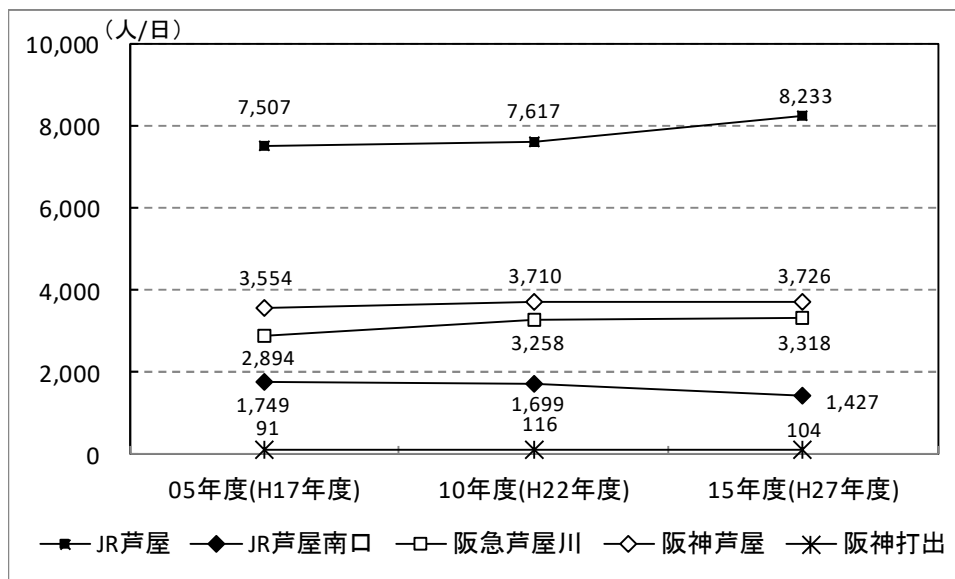


図 2-10：主要停留所における利用者数
(出典：阪急バス資料)

3) 主要道路

国道2号, 国道43号, 阪神高速神戸線, 及び阪神高速湾岸線の幹線道路を中心とした道路網が形成されています。



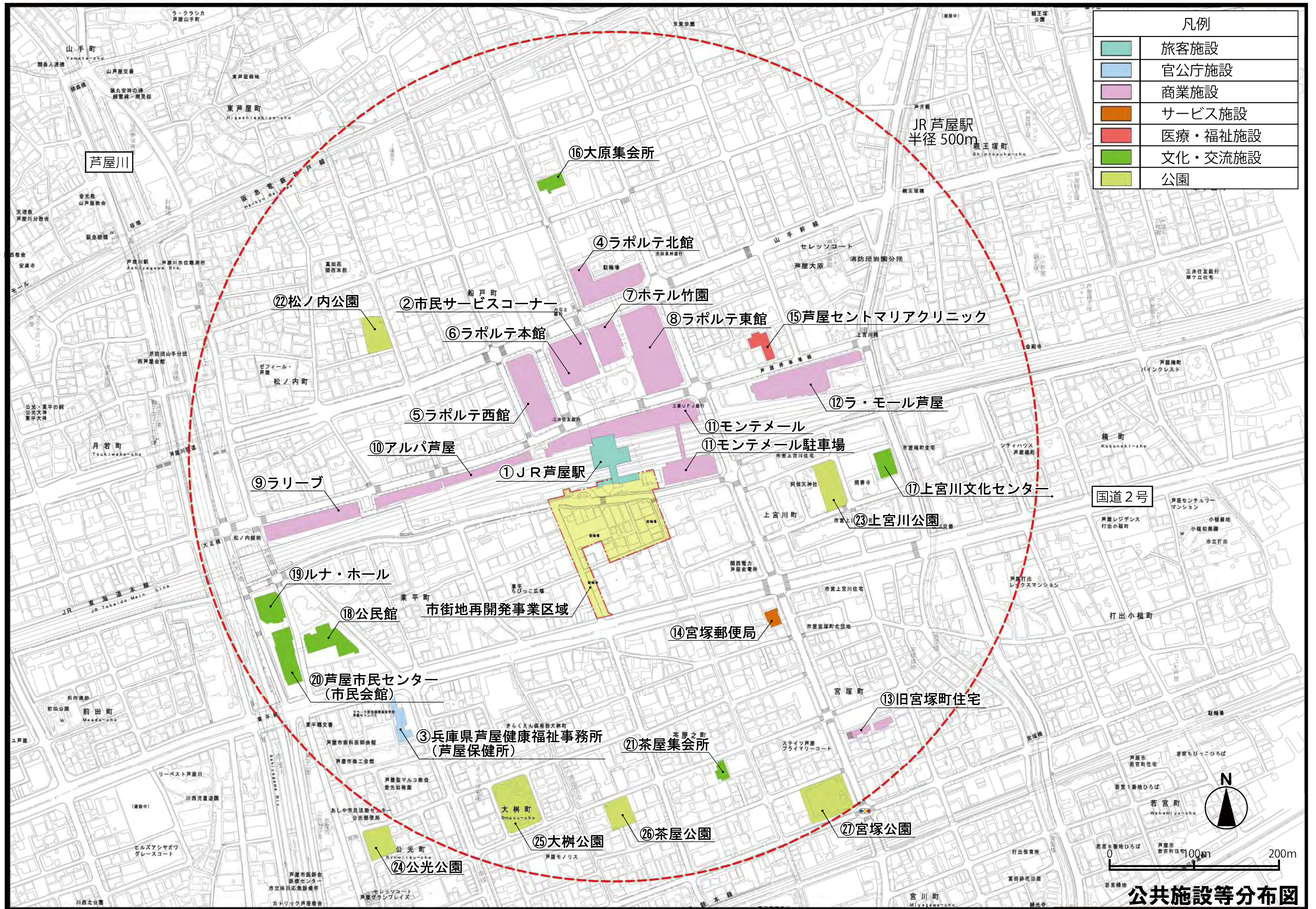
図 2-11 : 芦屋市の主要道路

(4) 公共公益施設などの立地状況

駅周辺の主要な施設の一覧とそれぞれの分布を示します。

表 2-5 : 駅周辺の主要施設

分類	図面番号	施設名称
旅客施設	①	J R 芦屋駅
官公庁施設	②	市民サービスコーナー
	③	兵庫県芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）
商業施設	④	ラポルテ北館
	⑤	ラポルテ西館
	⑥	ラポルテ本館
	⑦	ホテル竹園
	⑧	ラポルテ東館
	⑨	ラリーブ
	⑩	アルパ芦屋
	⑪	モンテメール
	⑫	ラ・モール芦屋
	⑬	旧宮塚町住宅
	サービス施設	⑭
医療・福祉施設	⑮	芦屋セントマリアクリニック
文化・交流施設	⑯	大原集会所
	⑰	上宮川文化センター
	⑱	公民館
	⑲	ルナ・ホール
	⑳	芦屋市民センター（市民会館）
	㉑	茶屋集会所
公園	㉒	松ノ内公園
	㉓	上宮川公園
	㉔	公光公園
	㉕	大榭公園
	㉖	茶屋公園
	㉗	宮塚公園



凡例	
	旅客施設
	官公庁施設
	商業施設
	サービス施設
	医療・福祉施設
	文化・交流施設
	公園

公共施設等分布図

(5) 上位関連計画

バリアフリー基本構想は、改正バリアフリー法に基づき策定されるもので、上位関連計画の「総合計画」や「都市計画マスタープラン」、「地域福祉計画」や「障がい者（児）福祉計画」などとの整合を図るとともに、市民や関係機関との連携・協働によるバリアフリー化を進めていく際の基本的な方針を定めるものです。

また、兵庫県福祉のまちづくり条例を遵守した計画とし、その具体的な位置づけや上位関連計画の内容等については、以下に示すとおりです。

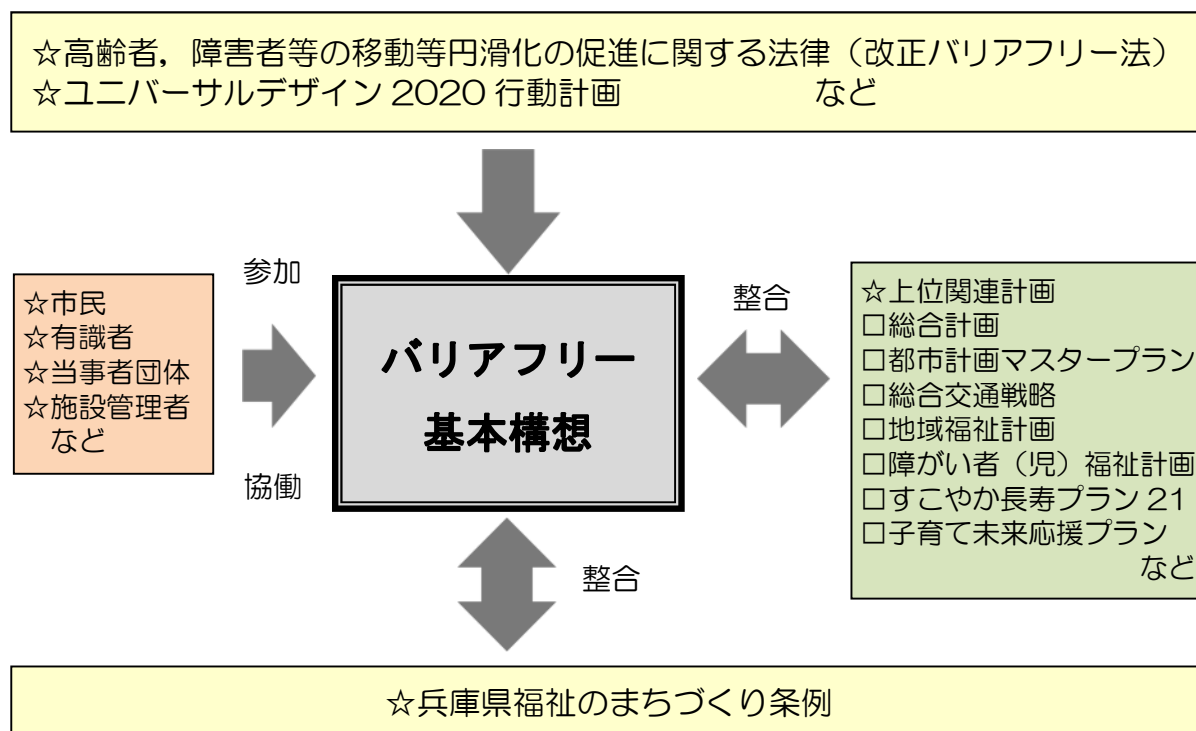


図 2-12：基本構想の位置づけ

1) 第5次芦屋市総合計画（基本構想・前期基本計画）（案）

（令和3年（2021年）6月策定予定）

総合計画は、市民と行政が共有する指針であり、行政運営の指針としての役割を担う市行政の最上位計画です。その内容は、基本構想、基本計画、及び実施計画で構成され、まちづくりの最高理念である基本構想については、計画期間を10年間とし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとしています。

①将来像（今後10年間で目指すべき姿）

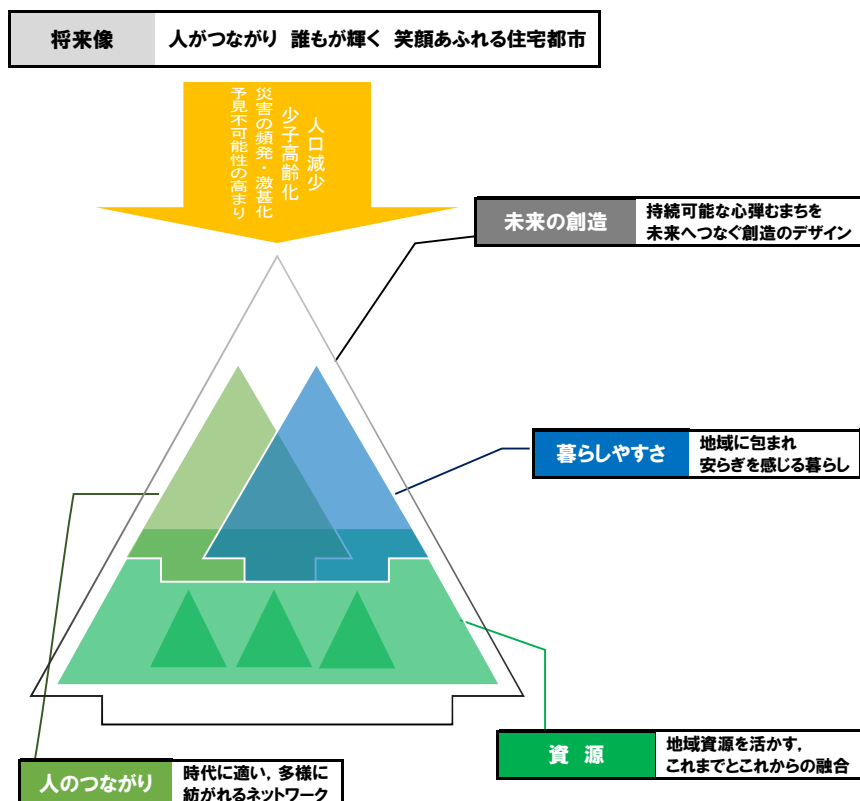
人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

②まちづくりの基本方針

未来の創造 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

③基本方針を構成する3つの視点

- ・ひとのつながり：時代に適い、多様に紡がれるネットワーク
今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。
- ・暮らしやすさ：地域に包まれ安らぎを感じる暮らし
あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。
- ・資源：地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合
残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。



④バリアフリー基本構想に関連する主な事項

【施策分野1 子育て・教育】

施策目標2	未来への道を切り拓く力が育っている
<p><基本施策></p> <p>2-2 就学前教育・保育施設，学校，家庭，地域が連携・協働し，未来を見据えた教育環境を整えます</p> <p><主な取組></p> <p>2-2-1 インクルーシブ教育・保育システムの推進</p> <p>配慮を必要とする子どもの支援を充実し，インクルーシブ教育・保育システムを推進します。</p>	

【施策分野2 福祉健康】

施策目標4	あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる
<p><基本施策></p> <p>4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます</p> <p><主な取組></p> <p>4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備</p> <p>障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み，障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。</p>	

【施策分野4 安全安心】

施策目標8	日常の安全安心が確保されている
<p><基本施策></p> <p>8-2 交通ルールを守る意識を高め，歩きやすいまちとなるよう取り組みます</p> <p><主な取組></p> <p>8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施</p> <p>市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため，防護柵の整備，道路のバリアフリー化，警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。</p> <p>8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化</p> <p>交通事故を減少させるため，交通安全教室などを通じて自転車を含む交通ルールやマナーについて啓発に取り組みます。</p>	

【施策分野5 都市基盤】

施策目標9	住宅都市の魅力が受け継がれ，高められている
<p><基本施策></p> <p>9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます</p> <p><主な取組></p> <p>9-3-2 都市施設のユニバーサルデザインの推進</p> <p>公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ，利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。</p>	

施策目標10	持続可能なインフラ整備が進んでいる
<p><基本施策></p> <p>10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます</p> <p><主な取組></p> <p>10-3-1 JR芦屋駅南地区再開発事業の推進</p> <p>JR芦屋駅南地区において，円滑な進行を確保し，近隣へも賑わいと活力が波及するよう，本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け，市街地再開発事業を推進します。</p>	

2) 芦屋市都市計画マスタープラン（案）（令和3年（2021年）6月改訂予定）

芦屋市都市計画マスタープランは、本市において実現すべき具体的な都市の将来像を示し、これを実現するための土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更などの指針となるものです。

①まちづくりの理念

美，快，悠のまち 芦屋

緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にもやさしく、
文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します

②まちづくりの目標

- ・ 社会変化に対応した快適な都市空間づくり
- ・ 安心して住み続けられる良好な住環境づくり
- ・ 環境にやさしく潤いのある都市づくり
- ・ 個性と魅力とある高質な都市空間づくり
- ・ 人とのつながりや交流を育むまちづくり

③バリアフリー基本構想に関連する主な事項

第2章 全体構想

3 まちづくりの整備方針

◆交通環境・都市施設等の整備方針

(1) 公共交通の整備方針

鉄道

交通事業者や関係機関との協議・連携により、鉄道の安全な運行の確保を図ります。また、駅舎及び駅周辺のユニバーサルデザイン化など、誰もが利用しやすい交通環境づくりを進めます。

バス

関係機関と協議・連携しながらバスの利便性向上を図ります。また、高齢者や車いす利用者などが乗降しやすいノンステップバスの導入を進めます。

(2) 交通結節点の整備方針

J R 芦屋駅南地区は、本市の南玄関口にふさわしい土地の高度利用や、安全で円滑な通行の確保等による魅力あるまちづくりの完成に向けて市街地再開発事業を推進します。

路上駐停車の多い駅周辺を中心に、既存駐車施設の有効活用、「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく一定規模以上の商業ビル等に対する附置義務駐車場の設置、違法駐車取締りなどを、関係機関と連携して取り組み、交通の円滑化を図ります。

(3) 道路の整備方針

地域幹線道路・地区幹線道路等

すべての歩行者や自転車にやさしく快適な空間を提供するため、歩道空間の確保や安全な自転車利用環境の整備、ユニバーサルデザイン化、街路樹の適切な維持管理を図ります。

(4) その他都市施設等の整備方針

公園・緑地

誰もが安心して利用でき、市民の交流の場となるよう、ユニバーサルデザインへの対応を図ります。

公共施設等の更新及び維持管理

公共施設や大規模住宅等においては、「福祉のまちづくり条例」等に基づきユニバーサルデザイン化を図ります。

3) 総合交通戦略（平成 30 年（2018 年）3 月）

望ましい都市像の実現を図る観点から、必要な都市交通とまちづくりの施策を明示し、関係する各機関・団体等が相互に協力し、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策への取組を推進することを目指した計画です。

① 基本方針と施策体系

将来像	基本方針	施策の方向性	施 策
良好な住宅都市としての魅力を高める安全・安心で快適に移動できるまちづくり	1 安全・安心で移動しやすい交通環境	1 - ① 安全な通行空間の整備	歩道設置路線のバリアフリー化 防護柵の改修 通学路の安全対策 歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備
		1 - ② 安全な自転車利用環境の整備	自転車の安全利用の推進 自転車ネットワーク整備計画の策定 放置自転車等の撤去
		1 - ③ 安全・安心への意識の啓発	交通安全教育の推進 自転車の安全利用の推進【再掲】
		1 - ④ 安全な都市基盤の整備	道路・橋りょう等の長寿命化対策 生活道路等の整備 無電柱化の推進
		1 - ⑤ 人にやさしい交通環境の充実	歩道設置路線のバリアフリー化【再掲】 公共交通利用支援 バリアフリー対応車両の拡充 運転免許返納制度の周知・推進 モビリティ・マネジメントの推進
	2 まちの魅力を高める交通環境市	2 - ① 鉄道駅へのアクセス性・利便性向上	JR 芦屋駅周辺の整備 阪神打出駅周辺の整備等の検討 阪神芦屋駅周辺の整備 阪急芦屋川駅周辺の整備等の検討
		2 - ② 交通ネットワークの充実	バス路線の再編・利便性の向上 既存の公共交通等を補完する施策の検討 都市施設等の整備の検討
		2 - ③ 公共交通利用環境の向上	バス待合環境の向上 バリアフリー対応車両の拡充【再掲】 公共交通の利便性向上 公共交通運行情報の提供
	3 高質で快適なくらしを 実感できる交通環境	3 - ① 環境・景観に配慮した交通施策の推進	低公害車の普及促進 無電柱化の推進【再掲】 街灯の LED 化 「ノーマイカーデー」運動の推進 モビリティ・マネジメントの推進【再掲】
		3 - ② 快適な移動環境により回遊性を高める施策の推進	まちあるきを楽しむ情報の発信 自転車ネットワーク整備計画の策定【再掲】 歩行者・自転車に配慮した道路空間の整備【再掲】 案内誘導サインの整備 休憩施設の設定

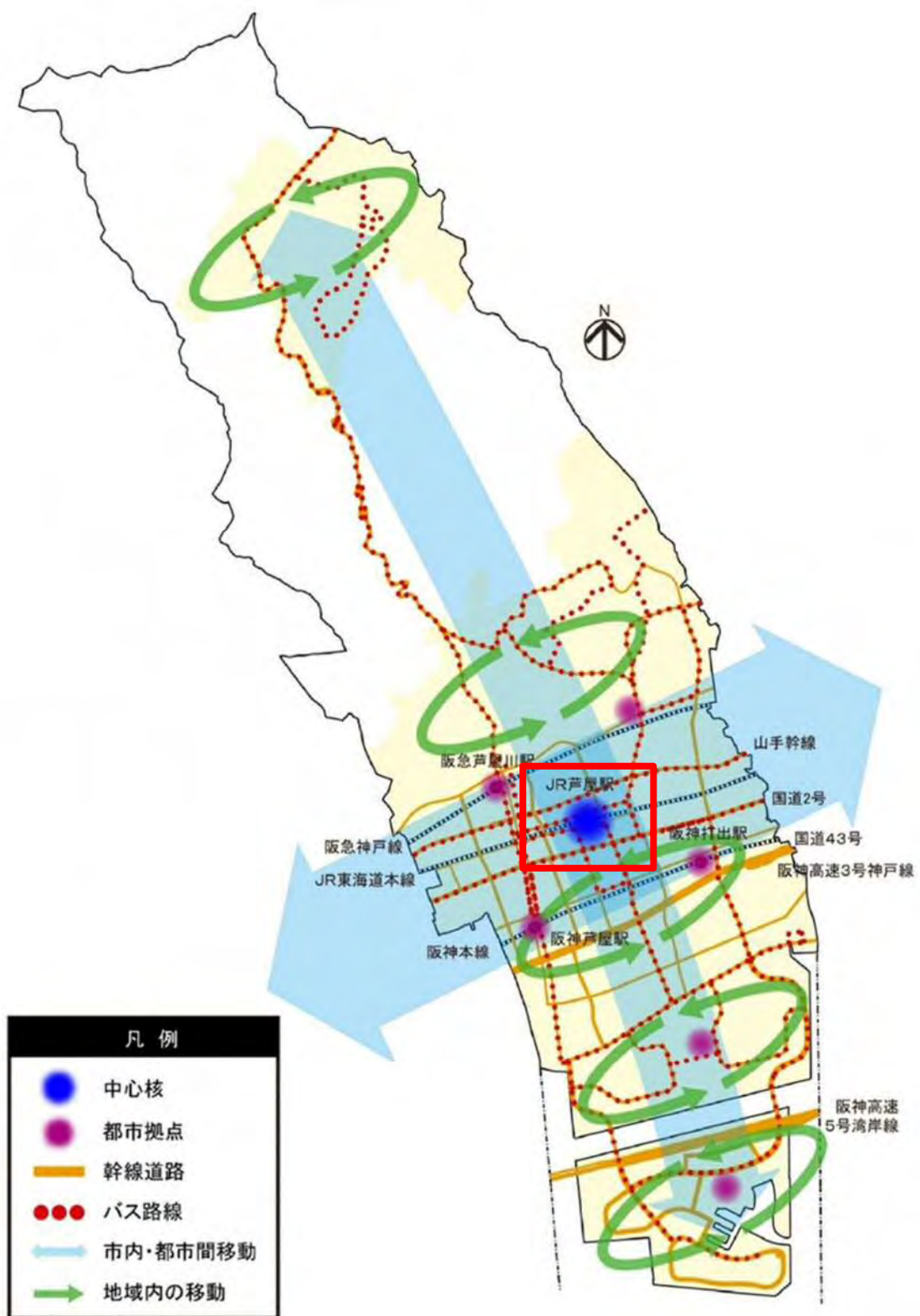


図 2-13 : 将来交通ネットワーク図

4) 第3次芦屋市地域福祉計画（平成29年（2017年）3月）

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための「保健福祉のマスタープラン」であり、保健福祉の分野別の計画等とも連動させて、事業の具体化を図るための地域福祉推進の基本的な指針となる計画です。

①基本的な考え方

“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり、
[All Ashiya]の力をあわせて、
心地よく暮らせる福祉を創造します

②推進の視点

- ・“たすけ上手・たすけられ上手”な人を増やす・広げる [人・組織づくり]
- ・様々な“困りごと”を解決する [サービス・活動づくり]
- ・あたたかい“まち”と支えあう“仕組み”をつくる [まち・仕組みづくり]

③バリアフリー基本構想に関連する主な事項

推進目標7：誰もが暮らしやすいまちづくりを進める

<取組の柱：(1) バリアのない暮らしやすいまちをつくる>

- ・誰もが快適に暮らしやすいまちは、「心地よく暮らせる福祉」の基盤となるものです。
- ・ユニバーサルデザインの道路や公園，建築物などを増やしていくよう計画的に整備するとともに，バリアフリー情報を的確に伝え，外出や移動がしやすいまちづくりを進めます。
- ・移動を支援するサービスや，買い物や日常生活の用事などをちょっとした手助けで支援する仕組みなどを広げ，暮らしやすいまちにしていきます。



5) 障がい者（児）福祉計画第7次中期計画（令和3年（2021年）3月）

障がい者（児）福祉計画第7次中期計画は、障がい者福祉施策の基本指針として総合的な観点から施策の体系化を図るとともに、障がい福祉の充実に向けた各種施策の方向性を明らかにすることを目的に策定された計画です。

①基本理念

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～お互いを思いやり 支え合うまちをめざして～

②基本目標

基本目標 1	地域で安心して生活できる基盤づくり
基本目標 2	共に学び共に地域で活動できる体制づくり
基本目標 3	適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり
基本目標 4	権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

③バリアフリー基本構想に関連する主な事項

【基本目標 1：地域で安心して生活できる基盤づくり】

施策	(5) 障がいに応じた情報提供の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援事業の実施 ・「障がい福祉のしおり」の発行 ・情報・意思疎通支援用具の給付 ・「あしやねっと♪」による情報提供 ・多様な機関・団体等への情報提供 	

【基本目標 2：共に学び共に地域で活動できる体制づくり】

施策	(1) 広報啓発活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌・ホームページ等による啓発 ・マスメディア・SNSによる広報啓発活動 ・「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発 	

施策	(2) 一貫した教育支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> (1) 乳幼児期における療育・保育等 ・インクルーシブ教育・保育事業の実施 	

施策	(3) 福祉教育の推進
(1) 学校教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の推進 ・ 啓発冊子の活用 ・ 特別活動（トライやる・ウィークや学校園行事）の推進 ・ 総合的な学習の時間の活用 ・ 教職員を対象とした研修 (2) 社会教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種講座・教室の開催 ・ 福祉教育活動への支援 	

【基本目標 4：権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり】

施策	(2) 生活環境の整備
(1) 福祉のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進 ・ 福祉のまちづくりの推進 ・ 道路・公園等のバリアフリー化の推進 ・ ノンステップバス等導入の補助 	

6) 第9次すこやか長寿プラン21（令和3年（2021年）3月）

第9次すこやか長寿プラン21は、高齢者施策を総合的に推進しながら、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を展望し、本市における地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る計画です。

①基本理念

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち

②基本目標

基本目標1	高齢者を地域で支える環境づくり
基本目標2	社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり
基本目標3	総合的な介護予防の推進
基本目標4	介護サービスの充実による安心基盤づくり

③バリアフリー基本構想に関連する主な事項

基本目標2：社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

＜施策の展開方向＞

2-1 生きがいつくりの推進

(3) 生きがい活動支援の充実

(活動場所の充実)

- ・地域コミュニティ活動の拠点として、引き続き各地区にある集会所を利用しやすいように改修を進め、交流の場や生きがいつくりの活動場所として充実を図ります。
- ・老人福社会館での関係団体と連携した新規イベントの実施や貸室の利用促進などに取り組み、高齢者の居場所としての機能を強化します。

7) 第2期子育て未来応援プラン「あしや」(子ども・子育て支援事業計画)

(令和2年(2020年)3月)

第2期子育て未来応援プラン「あしや」(子ども・子育て支援事業計画)は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために定めた事業計画です。

①基本理念

『みんなで育てる芦屋っ子』
～あすを担うすべての子どもが しあわせに育つための やさしいまちづくり～

②基本目標

基本目標1	家庭における子育てへの支援
基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供
基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備
基本目標4	仕事と子育ての両立の推進

③バリアフリー基本構想に関連する主な事項

【安全・安心なまちづくりの推進】

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。